



第2編

ごみ処理部門



第 1 章

札幌市のごみ処理の区分と体制

1. 廃棄物の区分

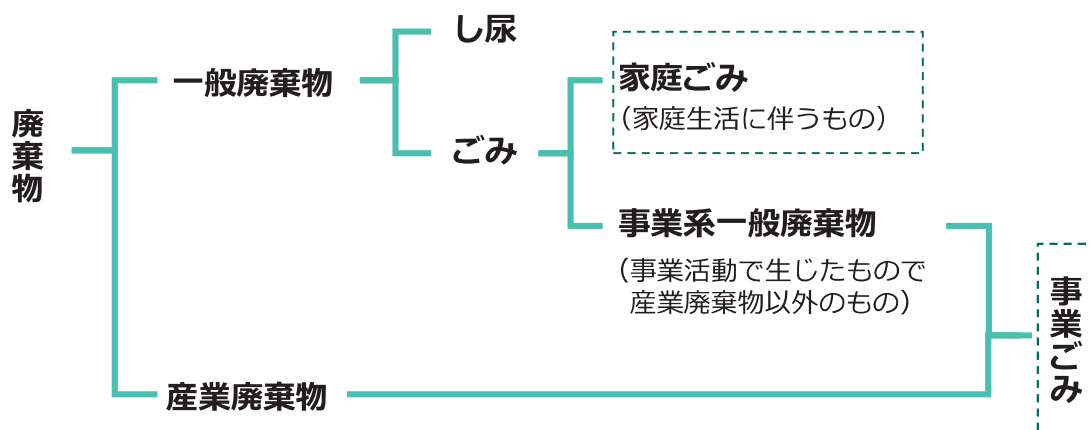
1-1 家庭ごみと事業ごみ

廃棄物処理法において廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分されています。

一般廃棄物は、ごみとし尿に分けられ、更にごみは、各家庭から排出される「家庭ごみ」と事業所から排出される「事業系一般廃棄物」とに区分されます。

産業廃棄物は、法令に定められた燃え殻、金属くずなどの 20 種と輸入された廃棄物が該当します。札幌市では、事業系一般廃棄物と産業廃棄物を併せて「事業ごみ」と呼んでいます。

廃棄物の定義



※次項以降で事業ごみと表記する場合は、事業系一般廃棄物及び 2007 年（平成 19 年）4 月 1 日付札幌市告示第 450 号「札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例第 39 条第 2 項の規定に基づき市が処分する産業廃棄物の種類及び量」にて受け入れることとしている産業廃棄物のうち、札幌市が処理するものを言う。

1-2 札幌市が処理する廃棄ごみと資源物の区分

「廃棄ごみ」とは、焼却処理や埋立処分するごみのことを、「資源物」とは、分別して排出した後にリユースやリサイクルされるもののことを言います。

札幌市が処理する「廃棄ごみ」は、家庭ごみでは「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」のほか、町内清掃などで発生する「地域清掃ごみ」が該当します。

また、札幌市が処理する資源物には、「びん・缶・ペットボトル」、「容器包装プラスチック」、「雑がみ」、「枝・葉・草」が該当します。

なお、「大型ごみ」については、破砕処理するものは「廃棄ごみ」、修理してリユースするものは

「資源物」に該当します。

また、事業ごみについては、紙ごみや木くずなどのごみ資源化工場への搬入ごみが「資源物」に区分されます。

家庭ごみと事業ごみの詳しい説明は、次頁以降に示します。

札幌市が処理する廃棄ごみと資源物の区分

区分	家庭ごみ	事業ごみ
廃棄ごみ	燃やせるごみ 燃やせないごみ 大型ごみ ^{※1} 地域清掃ごみ	清掃工場搬入ごみ 破砕工場搬入ごみ 埋立地搬入ごみ
資源物	びん・缶・ペットボトル 容器包装プラスチック 雑がみ 枝・葉・草 大型ごみ ^{※2}	ごみ資源化工場搬入ごみ

※1 破砕工場で破砕される大型ごみ

※2 修理され市民に有償で提供される大型ごみ

2. 家庭ごみ

2-1 家庭ごみの分別区分

家庭ごみの分別区分と収集については「燃やせるごみ」を週2回、「燃やせないごみ」を4週に1回、「びん・缶・ペットボトル」「容器包装プラスチック」を週1回、「雑がみ」を2週に1回、「枝・葉・草」を4週に1回、それぞれステーション方式で収集を行うほか、「大型ごみ」については電話申込みにより戸別収集を行っています。

なお、各種リサイクル法によりメーカーがリサイクルする製品、市で処理が困難なもの、危険物などは市で収集していません。

家庭ごみの分別区分 (2017年度・平成29年度)

区分	主な品目	収集回数	備考	
ステーション収集	燃やせるごみ	生ごみ、汚れた紙類、布類、CD等の製品 プラスチック類、皮革・ゴム類 など	週2回	指定ごみ袋(有料)で排出
	燃やせないごみ	なべ・やかん等の金属製品類、ブロック・レンガ類 など	4週1回	指定ごみ袋(有料)で排出
	びん・缶・ペットボトル	空きびん(使い捨てびん)・空き缶・ペットボトル	週1回	
	容器包装プラスチック	ポリ袋・ラップ類、トレイ・パック類、発泡スチロール製緩衝材 など	週1回	
	雑がみ	紙箱類、紙缶・紙カップ類、シュレッダー等で裁断した紙、台紙類、カレンダー、レシート など	2週1回	
	枝・葉・草	刈草、草花、落ち葉、庭木の剪定枝 など	4週1回	5月収集開始、11月中旬～12月中旬収集終了
	その他	スプレー缶、カセットボンベ	週2回	別袋で「燃やせるごみの日」に収集(無料)
ライター		4週1回	別袋で「燃やせないごみの日」に収集(無料)	
乾電池		4週1回	別袋で「燃やせないごみの日」に収集(無料)	
大型ごみ	家具・寝具・建具類、自転車 など	週1回	申込みによる戸別有料収集	

市が収集しない家庭ごみ

品目	処理先
テレビ(ブラウン管式・液晶・プラズマ式等)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン	家電リサイクル法に基づき、販売店による引取りとメーカーによる再商品化
パソコン本体、ディスプレイ(一体型を含む)	資源有効利用促進法に基づき、メーカーによる回収・再商品化(小型家電回収ボックスによる回収も可)
密閉型蓄電池(ニカド電池など)	販売店・協力店の回収箱へ
上記以外の物オートバイ・自動車、エンジン付きのもの(刈り払い機、草刈り機、携帯用発電機、芝刈り機、除雪機等)、タイヤ・バッテリー、廃油・塗料、消火器、ホームタンク・ドラム缶、プロパンガスボンベ、ピアノ、農薬などの化学薬品、注射針、家庭用耐火金庫など	販売店や専門の業者へ

2-2 集団資源回収と拠点回収

家庭から排出される資源物については、ステーション収集のほかに集団資源回収と拠点回収があります。特に新聞・雑誌・ダンボール、飲料用紙パックの「主要古紙」は、ステーションに排出せずに集団資源回収や拠点回収の利用をお願いしています。

また、このほかにも「古着」、「小型家電」、「蛍光管」、「廃食油」、「廃インクカートリッジ」は地区リサイクルセンターなどの市有施設や商業施設等の協力店で拠点回収を行っています。

なお、札幌市以外の取組として民間事業者が独自に回収拠点を設置し、資源物が回収されています。(→ P16 のコラム 4 参照)

家庭ごみの集団資源回収と拠点回収

区分	主な品目	
集団資源回収	新聞・雑誌・ダンボール、紙パック、リターナブルびん、金属類、布類 など*	
拠点回収	地区リサイクルセンター	新聞・雑誌・ダンボール、紙パック、雑がみ、びん・缶・ペットボトル、一升びん・ビールびん、容器包装プラスチック、毛布、古着、古布、小型家電、蛍光管、小物金属類、乾電池、廃食油、生ごみたい肥、枝・葉・草、廃インクカートリッジ、スプレー缶・カセットボンベ、水銀式体温計・水銀式血圧計・水銀式温度計
	古紙回収ボックス（区役所等）	新聞・雑誌・ダンボール
	小型家電回収ボックス（区役所等）	小型家電（家電リサイクル対象品目を除く）
	古紙回収協力店	新聞・雑誌・ダンボール
	ダンボール回収協力店	ダンボール
	エコボックス （住民管理型資源拠点回収）	新聞・雑誌・ダンボール、紙パック*
	蛍光管回収協力店	蛍光管
	廃食油回収拠点	廃食油
	古着回収協力店	古着

※回収業者によって回収品目が異なる

コラム 4 民間事業者が独自に行う拠点回収

以前から、スーパーマーケットでは食品トレイや飲料用紙パックの回収ボックスを設置し、自主的に回収を行ってきましたが、最近では回収品目を拡大し、缶やペットボトル、空きびんまで回収する店舗もあります。

また、スーパーマーケット等に回収ボックスを設置して古紙を回収したり、古紙に加え缶やペットボトル、金属類など多様な品目を回収する民間事業者もあります。民間事業者の回収拠点では、24時間回収しているところや、持ち込んだ資源物の量に応じてポイントを付与し、ポイントが貯まると商品券等に交換できるサービスを行っているところもあります。こうしたインセンティブがあることにより、多くの市民が利用しているものと考えられます。

2-3 家庭ごみの処理体制

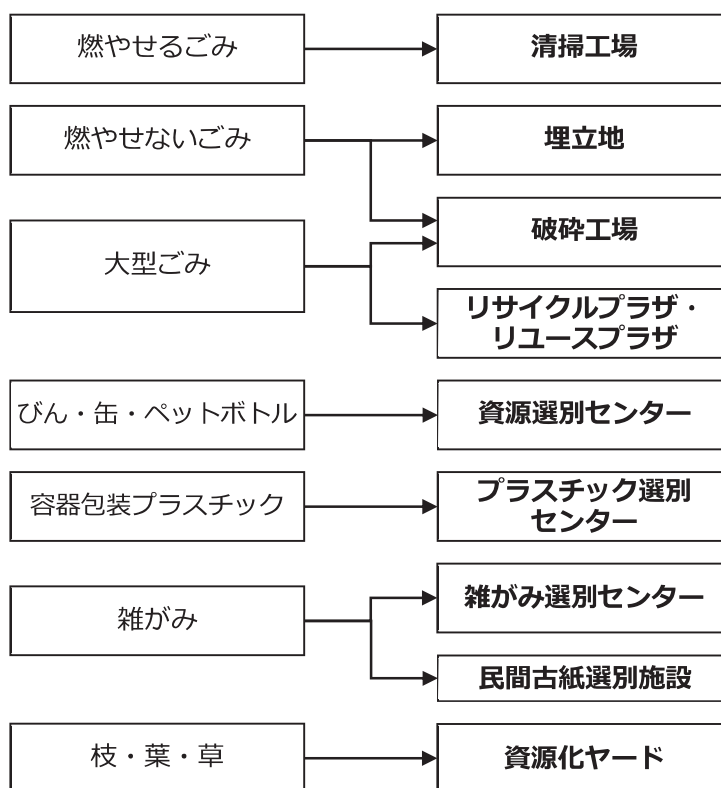
家庭ごみのうち、「燃やせるごみ」は市内3か所の清掃工場で焼却しており、「燃やせないごみ」は埋め立てる際の減容を目的として、一部を破砕工場で前処理してから埋立地で最終処分しています。また、「大型ごみ」は市内3か所の破砕工場で破砕した後、清掃工場で焼却していますが、再利用品として収集した大型ごみは修理し、リユースプラザ等（→P24）において市民へ有償で提供しています。

「びん・缶・ペットボトル」については市内2か所の資源選別センター、「容器包装プラスチック」についてはプラスチック選別センターでそれぞれ選別後、再商品化事業者などへ売却又は引渡しを行い、リサイクルしています。

「雑がみ」については、雑がみ選別センターと民間古紙選別施設の2系統で選別を行い、製紙原料や固形燃料としてリサイクルしています。

「枝・葉・草」については、山本処理場内に設置した資源化ヤードにおいて堆肥化等に向けた試験運用を行っているほか、一部は民間の資源化施設でリサイクルしています。

家庭ごみの流れ



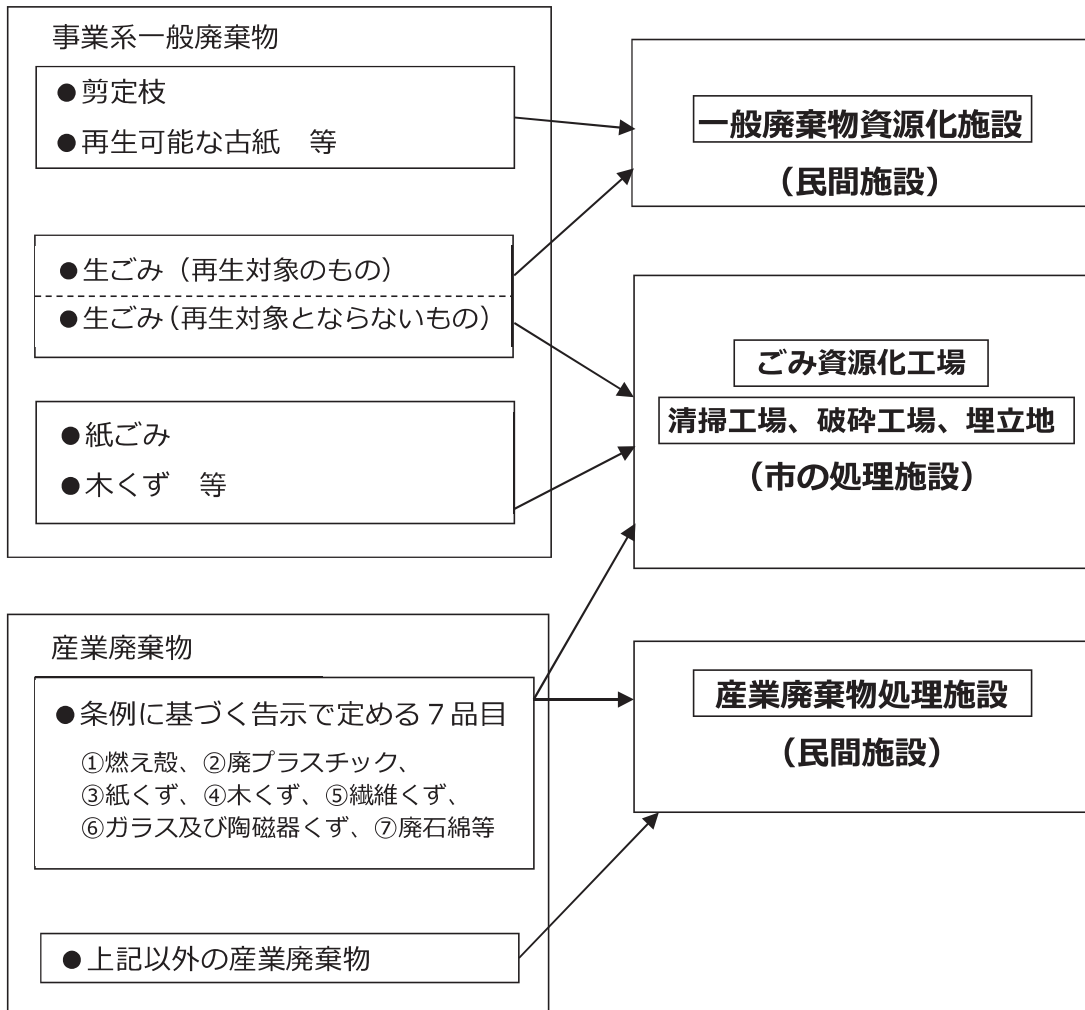
3. 事業所から出るごみ

事業所から出るごみについては、「排出者責任」に基づき、事業者自らが処理することを原則としています。

市内の事業所から排出されるごみのうち、古紙、分別された生ごみ、剪定枝等は民間資源化ルートで処理されており、これら以外の事業系一般廃棄物は、許可業者による搬入又は自己搬入により市の施設で処理しています。

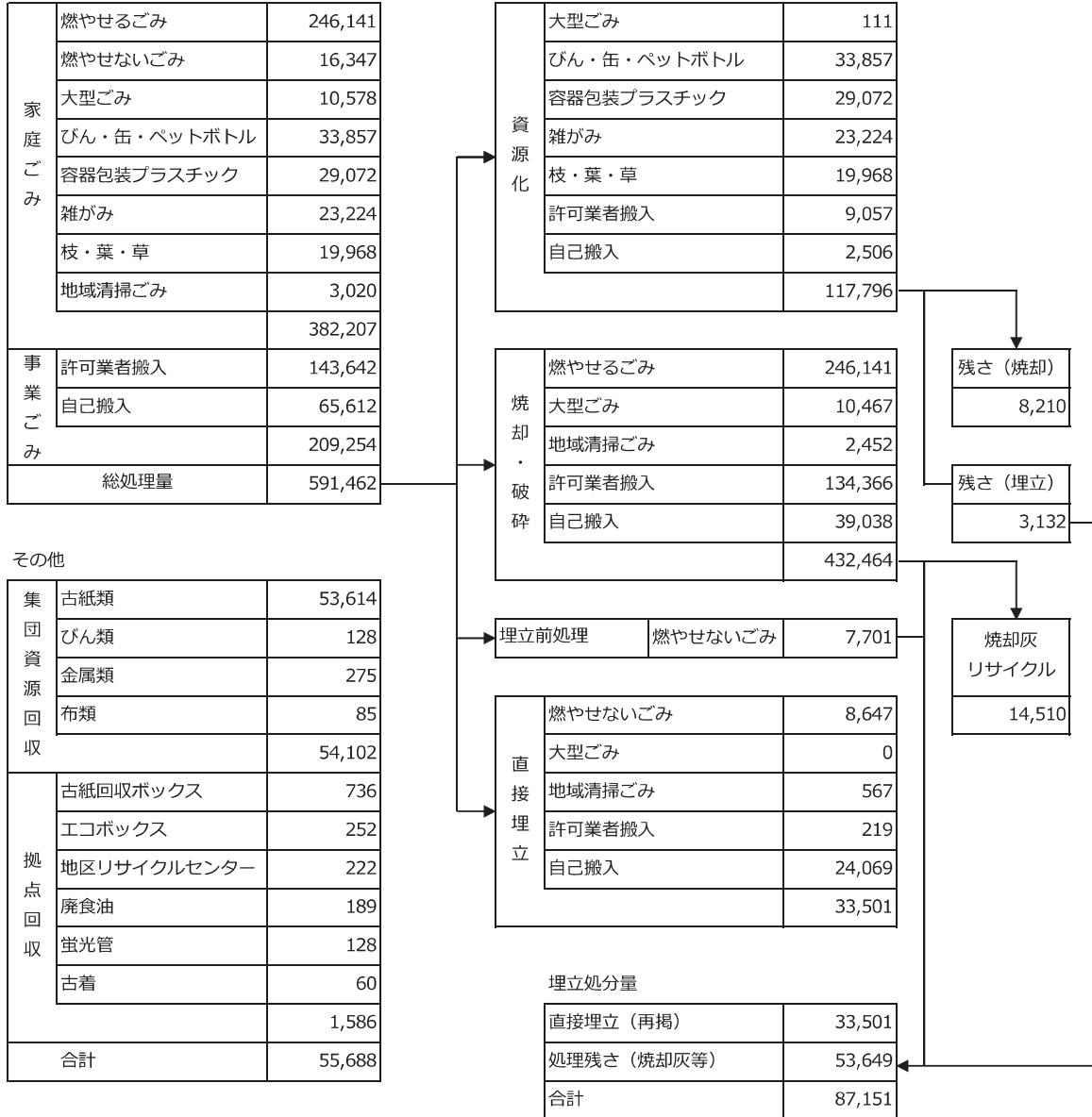
また、産業廃棄物は、排出事業者自らの処理又は許可業者による収集運搬・処理が行われていますが、このうち燃え殻・木くずなどの7品目に限って、市の処理施設でも受け入れています。

事業所から出るごみの流れ



2016年度（平成28年度）ごみ処理実績フロー

【単位:t】



(注)

各数値は搬入ベースである。また、1t未満を四捨五入しているため、合計数値と内訳の計とが一致しない場合がある。

4. ごみ処理手数料

4-1 家庭ごみ処理手数料

札幌市では、1998年（平成10年）1月から有料化を実施していた「大型ごみ」に加え、ごみの減量・リサイクルの推進と、ごみ処理費用負担の公平性確保のために、2009年（平成21年）7月から「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」を有料化しました。資源物については、当分の間、無料で収集することとしています。

得られた手数料は、分別収集・リサイクルや、集団資源回収奨励金、ごみステーション問題の改善、指定ごみ袋の製造など、ごみの減量・リサイクルの推進に寄与する取組や事業に充てています。

4-2 事業ごみ処分手数料

事業ごみについては、「排出者責任」に基づく適正な負担とするため、ごみ処理にかかる経費等を考慮して設定した手数料を徴収しています。

5. ごみ処理施設・環境教育施設等

5-1 清掃工場及び破碎工場

焼却施設である清掃工場は、1971年度（昭和46年度）に発寒第二清掃工場（2002年（平成14年）3月に廃止）が稼動を始めて以降、順次施設の整備を進め、4工場体制で運転を行っていましたが、新ごみルールの導入により焼却ごみ量が大きく減少したことから、2011年（平成23年）3月に篠路清掃工場を廃止し、現在は3工場（発寒、駒岡、白石）で日量2,100トンの焼却能力を確保しています。

清掃工場では、焼却時の余熱エネルギーを有効活用し、蒸気タービンで発電して工場の運転に使用するとともに、余剰電力を電力会社に売却しているほか、駒岡清掃工場では熱供給事業者・保養センター等に熱供給しています。また、焼却処理に伴い発生する焼却灰の一部については、セメント原料としてリサイクルしています。

なお、3工場のうち、最も稼働期間が長い駒岡清掃工場については、エネルギー供給・防災拠点としての役割の強化を目指した更新事業を進めています。

破碎工場は、現在3工場（発寒、篠路、駒岡）があり、大型ごみや燃やせないごみを破碎処理し、埋立する前に減容するとともに、金属を回収しリサイクルしています。

清掃工場及び破碎工場

	施設名	処理能力	所在地	竣工年月
清掃工場	発寒清掃工場	600t/日（300t/日×2炉）	西区発寒15条14丁目1-1	1992年11月 （平成4年）
	駒岡清掃工場	600t/日（300t/日×2炉）	南区真駒内602	1985年11月 （昭和60年）
	白石清掃工場	900t/日（300t/日×3炉）	白石区東米里2170-1	2002年11月 （平成14年）
破碎工場	発寒破碎工場	150t/日	西区発寒15条14丁目2-30	1998年10月 （平成10年）
	篠路破碎工場	150t/日	北区篠路町福移153	1980年12月 （昭和55年）
	駒岡破碎工場	200t/日	駒岡清掃工場敷地内	1986年2月 （昭和61年）

5-2 埋立地

家庭からの「燃やせないごみ」や清掃工場・破碎工場から発生する焼却灰、破碎残さ等は、現在2か所の処理場（山本・山口）で埋立しています。

今後の埋立量が2016年度（平成28年度）実績のまま推移した場合、残余年数は約30年となります。

埋立地

施設名	地区	所在地	総面積 (埋立面積)	平成28年度末 残容量	竣工年度
山本処理場	・山本東地区 ・東米里西地区 ・山本地区(2002年度埋立終了) ・東米里地区(2005年度埋立終了) ・山本北地区(2009年度埋立終了)	厚別区厚別町 山本 1065 他	269ha (161ha)	2,495 千 m ³	1984年度 (昭和 59 年度)
山口処理場	・第 3 山口 ・第 2 山口(1999年度埋立終了)	手稲区手稲山口 364 他	86ha (51ha)	1,377 千 m ³	1997年度 (平成 9 年度) 1986年度 (昭和 61 年度)

5-3 資源化施設

各選別センターでは、収集した資源物について、種類ごとの選別や異物の除去を行った後、再商品化事業者などへの売却又は引渡しを行い、リサイクルしています。(→ P23 のコラム 5 参照)

中沼・駒岡の資源選別センターでは、分別収集された「びん・缶・ペットボトル」を材質や色別に選別しています。

中沼プラスチック選別センターでは、分別収集された「容器包装プラスチック」から不適物を取り除いた後に、圧縮して梱包しています。

中沼雑がみ選別センターでは、分別収集された「雑がみ」を再生紙及び固形燃料の原料に選別しています。

また、ごみ資源化工場では、紙くず等から固形燃料の製造を行っており、製造された固形燃料は、熱供給事業者に売却しています。

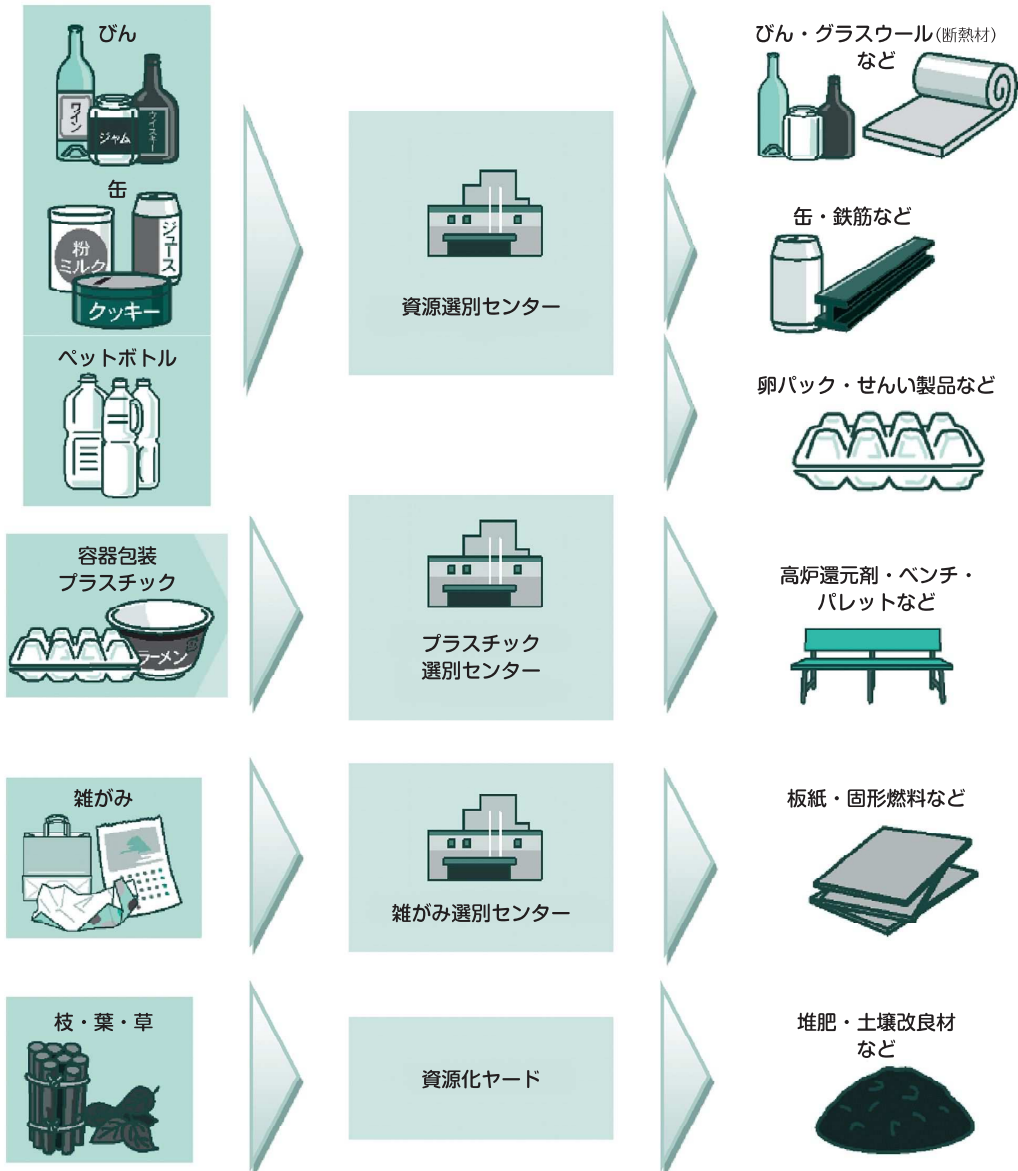
資源化施設

施設名	処理能力	所在地	竣工年月
中沼資源選別センター (びん・缶・ペットボトル)	105t/日 (35t/日×3系列)	東区中沼町 45-24	1998年8月 (平成10年)
駒岡資源選別センター (びん・缶・ペットボトル)	70t/日 (35t/日×2系列)	南区真駒内 129-30	1998年8月 (平成10年)
中沼プラスチック選別センター (容器包装プラスチック)	82.6t/日	東区中沼町 45-11	2000年6月 (平成12年)
中沼雑がみ選別センター (雑がみ)	85t/日	東区中沼町 45-19	2009年7月 (平成21年) ※供用開始年月
ごみ資源化工場	200t/日	北区篠路町福移 153-1	1990年3月 (平成2年)

※雑がみ選別の一部や蛍光管・乾電池の処理、焼却灰のリサイクルは、委託先の民間施設で実施

コラム 5 家庭から排出された資源物の行方

施設で選別された資源物は、以下のとおりリサイクルされています。



5-4 リサイクルプラザ・リユースプラザ・環境プラザ

リサイクルプラザとリユースプラザは、不用品の有効活用とごみ減量意識の向上・定着を図るための情報発信拠点として設置した施設です。

「リサイクル収集」希望として出された家具や自転車などの大型ごみは、リサイクルプラザ発寒工房で簡易修理し、リサイクルプラザ宮の沢・リユースプラザで市民に有償で提供しています。(→コラム6参照)

また、札幌市における環境教育を推進するための拠点施設である環境プラザでは、エネルギーや地球温暖化、ごみなどの様々な環境問題に関する情報発信等を行っています。

施設名	機能	所在地	開設年月
リサイクルプラザ宮の沢	環境教育、普及啓発、リユース家具等の展示・提供など	西区宮の沢1条1丁目1-10 (生涯学習総合センターに併設)	2000年8月 (平成12年)
リサイクルプラザ発寒工房	リサイクル家具等の修理	西区発寒15条14丁目2-30 (発寒破碎工場に併設)	1998年10月 (平成10年)
リユースプラザ	イベントなどを通じた普及啓発、リユース家具等の展示・提供など	厚別区厚別東3条1丁目1-10	2009年4月 (平成21年)
環境プラザ	環境活動の拠点	北区北8条西3丁目 札幌エールプラザ2階	2003年9月 (平成15年)

コラム6 リサイクルプラザ・リユースプラザの取組

大型ごみのうち、「リサイクル収集」希望の家具は、簡易修理（自転車は整備・点検）し、リサイクルプラザ宮の沢・リユースプラザで展示・提供を行っています。

リサイクルプラザ・リユースプラザでは、家具や自転車の展示・提供のほか、ごみ減量・リサイクルに関する各種教室・講座の開催、市民団体と協働で開催するエコイベント等を通じて様々な啓発活動も行っています。



家具・自転車の展示・提供



親子教室の様子

5-5 地区リサイクルセンター

地区リサイクルセンターは、家庭から出る新聞・雑誌・ダンボールや古着、小型家電など様々な資源物をまとめて持ち込むことができる回収拠点で、市内4か所に設置しています。土日も開設しているため、平日に持ち込む時間のない方も利用しやすくなっています。

地区リサイクルセンター

施設名	所在地	開設年月
中央地区リサイクルセンター	南区南30条西8丁目7-1 (中央清掃事務所敷地内)	2008年11月 (平成20年)
厚別地区リサイクルセンター	厚別区厚別東3条1丁目1-10 (リユースプラザ内)	2009年4月 (平成21年)
西地区リサイクルセンター	西区二十四軒4条1丁目5 (リサイクルプラザ二十四軒サテライト内)	2011年3月 (平成23年)
北地区リサイクルセンター	北区あいの里2条6丁目1-10 (廃棄物空気輸送センター内)	2014年10月 (平成26年)

施設位置図

